

東海市NPOと行政の協働指針

とうかい協働ルールブック 2006

東 海 市

東海市の「協働と共創のまちづくり」 を推進するためのルールブック

少子高齢化の進展による環境の変化、住民の価値観の多様化などに伴いさまざまな地域課題や住民ニーズにきめ細かな行政サービスの提供が求められています。

本市におきましては、平成15年に「東海市まちづくり基本条例」、「東海市市民参画条例」を制定するとともに、「元気あふれる快適都市」をテーマとして、市民の皆様の生活実感に基づいた課題を骨格とした市民の手づくりによる、第5次総合計画を策定し、「協働・共創によるまちづくり」を推進しているところです。

多様な地域課題を改善するためには、行政だけで、対応することができない環境にあり、地域が主体性を持ち、それぞれが能力を発揮し、市民と行政が協働で力を合わせて、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えています。

そのためには、協働を推進するルールが必要であり、昨年検討会議を立ち上げ、NPO・行政の双方が自主的に守らなければならないことなどを出し合い、検討会議において議論を重ね、ルールを定めルールブックとして作成することができました。

今回策定しました、ルールブックは、市民活動団体をNPO、ボランティア団体を始め町内会・自治会、コミュニティなどの地縁組織を含めた幅広いものと捉え、NPOと行政の協働を進めていくときに、双方が遵守すべきルールなどを定めたものであります。

このルールブックを足がかりに、協働に対する趣旨を御理解いただき、協働を推進するために、ルールブックが活用されることを願い、協働・共創によるまちづくりの推進のために一層の御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成18年10月

東海市長 鈴木 淳 雄

NPOが公共サービスを担う時代へ

この『とうかい協働ルールブック2006』は、「NPOと行政の協働指針検討会議」が媒介役となって東海市のNPO関係者と行政職員とが議論を重ねた成果として作成されました。それぞれが、相手に対する不満、注文、期待、要望などをあらいざらい率直に出し合い、そのなかから、それぞれがもっともだと考える項目を受け止めて自主的に約束するという形で、このルールブックの各項目が出来上がったわけです。

NPOとの協働に関する行政側の指針は、多くの自治体で策定されていますが、NPOと行政が共に相手側と市民に対して守るべきルールを約束するという形の文書は日本でも先駆的なものです。イギリスにおけるNPOと政府の『コンパクト（協約）』（1998年）や『あいち協働ルールブック2004』などに続くすばらしい事例が生まれたことを検討会議の座長として心から喜びたいと思います。

このようにして作られた東海市のルールブックには、他の自治体の指針に比べていくつかの特徴点があります。

まず第一に、行政側が守るべき指針だけを書くのではなく、NPOと行政の双方が守るべきルールを書いていることです。そのため、市長とNPOの代表者がルールブックに署名し合い、双方が自主的にルールブックに則った協働のために努力することを約束する予定です。

第二に、双方の率直な議論のなかから作成されたことの結果として、どの自治体にも当てはまるような一般的なルールではなく、東海市の現在の協働の実態に即した現実的なルールとなっていることです。

第三に、このルールブックでいうNPOのなかには、ボランティア団体や狭い意味のNPOだけでなく、町内会、コミュニティ、子ども会などの地縁組織も含めているということです。地域に根ざした多様な地縁組織には、従来の伝統にこだわることなく、自立したNPOとして今後も大きな役割を果たしていただきたいと期待しています。

第四に、ルールブックがつくって終わりにならないように、双方の協議のなかで個々の協働事例をルールブックに照らして検証したり、ルールブック自体を改訂することが明記されています。

公的介護保険制度、指定管理者制度、市場化テストなどによって公共サービスを担うNPOへの期待がますます高まるなかで、このルールブックが、すでに全国的に有名になった「まちづくり指標」となる東海市の協働・共創のまちづくりの有効な道具として活用されることを期待します。

平成18年10月

東海市NPOと行政の協働指針検討会議
座長 後 房 雄

目次

第一部 協働の基本的な考え方

1	背景	1
(1)	協働が求められる社会的背景	1
(2)	本市の取組み	2
2	協働とは	4
(1)	協働の意義	4
(2)	協働の定義	4
(3)	協働の当事者	5
(4)	協働の形態	5
(5)	支援と協働の違い	6
3	本ルールブックの役割	6
(1)	目的	6
(2)	性格	7
(3)	活用方法	7
(4)	検証	7
(5)	改訂	7

第二部 協働を進めるにあたって

1	行政が心がけること	8
2	NPOが心がけること	9

第三部 協働を進めるための3つの原則（理念）

1	成果志向	11
2	自立・相互理解	11
3	透明性・説明責任	12

第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ

1	環境整備	13
2	企画立案	13
3	実施	13
4	評価	14

参考資料

【資料1】	東海市まちづくり基本条例・東海市市民参画条例	15
【資料2】	NPOと行政の協働指針検討会議設置要綱・庁内会議設置要項	21
【資料3】	東海市NPOと行政の協働指針の策定経過	25
■	おもな参考資料	25